

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設		
事業開始年月日	平成5年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	沼田市	職員数※(H19. 4. 1現在)	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	379円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,685
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数※	0.524
資金不足比率 (%)	0.00%	実質公債費比率※ (%)	20.0 (H19)
		経常収支比率※ (%)	104.7 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年2月13日 合併前市町村：沼田市、白沢村、利根村] 旧沼田市では当該事業を特別会計で処理、旧2村では下水道等他事業を一括特別会計で処理していたため、新市では農業集落排水事業特別会計として分別処理。 地域自治区制度により、旧2村にそれぞれ振興局を設け、予算執行権等を付与し、独自性を保持。組織として、本庁に下水道課、各振興局に建設上下水道課を配置。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	沼田市農業集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	沼田市長 星野 已喜雄
既存計画との関係	集中改革プラン（H17～H21）、経営健全化計画（H19～H28）
公表の方法等	広報紙・市HPへの掲載、議会常任委員会への説明
基本方針	中山間地域、低い処理区域内人口密度など建設投資に見合う効果は低く、事業運営は非常に厳しい状況にある。 経営の効率化を図るため、以下の方策を推進する。 ○料金水準の適正化 ○有収水量の確保 ○維持管理コストの節減合理化

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	18.7	16.5		35.2
	補償金免除額	3.1	4.3		7.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	9	8		16

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	18,692	16,459		35,151
合 計 (A)		18,692	16,459	0	35,151
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		18,692	16,459	0	35,151

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					0
合 計 (A)			0		0
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			0		0

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	8,040	6,788		14,828
合 計 (A)		8,040	6,788	0	14,828
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		8,040	6,788	0	14,828

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>現在、8処理地区（旧沼田3、旧白沢2、旧利根3）で事業運営を行っている。今後、利根町で1処理地区が供用開始予定。整備中の事業については、地域再生汚水処理施設整備交付金を充て、公共下水道・合併浄化槽設置補助との三事業で21年度までの認定期間により計画実施中。市町村合併時の決定により、使用料金体系にあつては、当分の間、旧団体個別のものを適用することとされている。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 628 730">課題 ①</td> <td data-bbox="628 674 1474 730">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 730 1474 842">市町村合併時の協議により、旧市村の料金体系が個別に存続していて、料金体系の統一と適正化という二つの課題の解消が急務である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 842 628 898">課題 ②</td> <td data-bbox="628 842 1474 898">有収水量の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 898 1474 1010">これまで供用開始された処理地区では、一定の水準まで水洗化が普及してきたが、今後、供用開始される1処理地区における早期の接続を目指すとともに、既存処理地区においてもさらなる普及を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1010 628 1066">課題 ③</td> <td data-bbox="628 1010 1474 1066">維持管理コストの節減合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1066 1474 1178">供用開始の古い処理施設では、相当程度の修繕補修が発生しており、運転を開始すれば避けられないものの計画的な保守管理が必要である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1178 628 1234">課題 ④</td> <td data-bbox="628 1178 1474 1234"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1234 628 1346"></td> <td data-bbox="628 1234 1474 1346"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1346 628 1402">課題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1346 1474 1402"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1402 628 1520"></td> <td data-bbox="628 1402 1474 1520"></td> </tr> </table>	課題 ①	料金水準の適正化	市町村合併時の協議により、旧市村の料金体系が個別に存続していて、料金体系の統一と適正化という二つの課題の解消が急務である。		課題 ②	有収水量の確保	これまで供用開始された処理地区では、一定の水準まで水洗化が普及してきたが、今後、供用開始される1処理地区における早期の接続を目指すとともに、既存処理地区においてもさらなる普及を図る。		課題 ③	維持管理コストの節減合理化	供用開始の古い処理施設では、相当程度の修繕補修が発生しており、運転を開始すれば避けられないものの計画的な保守管理が必要である。		課題 ④				課題 ⑤			
課題 ①	料金水準の適正化																				
市町村合併時の協議により、旧市村の料金体系が個別に存続していて、料金体系の統一と適正化という二つの課題の解消が急務である。																					
課題 ②	有収水量の確保																				
これまで供用開始された処理地区では、一定の水準まで水洗化が普及してきたが、今後、供用開始される1処理地区における早期の接続を目指すとともに、既存処理地区においてもさらなる普及を図る。																					
課題 ③	維持管理コストの節減合理化																				
供用開始の古い処理施設では、相当程度の修繕補修が発生しており、運転を開始すれば避けられないものの計画的な保守管理が必要である。																					
課題 ④																					
課題 ⑤																					
留意事項	<p>従来から下水道担当部署で本事業を担当しており、維持管理に当たっても兼務している。建設改良実施中は、事業費支弁により人件費を計上。</p>																				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	59	64	61	60	66	65	66	66	67	67	
	(1) 営 業 収 益 (B)	10	11	13	14	15	15	15	17	19	20	
	ア 料 金 収 入	10	11	13	14	15	15	15	17	19	20	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益	49	53	48	46	51	50	51	49	48	47	
	ア 他 会 計 繰 入 金	48	39	20	46	47	49	50	48	47	47	
	イ そ の 他	1	14	28		4	1	1	1	1		
	2 総 費 用 (D)	57	62	61	60	66	65	66	66	67	67	
	(1) 営 業 費 用	19	23	21	21	26	25	26	26	28	29	
ア 職 員 給 与 費	4	4										
ウ ち 退 職 手 当												
イ そ の 他	15	20	21	21	26	25	26	26	28	29		
(2) 営 業 外 費 用	38	39	40	39	40	40	40	40	40	39		
ア 支 払 利 息	38	39	40	39	40	40	40	40	40	39		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	455	165	128	240	174	302	195	238	71	78	
	(1) 地 方 債	227	96	40	104	41	139	81	95	10	10	
	(2) 他 会 計 補 助 金	52	42	15	51	47	51	56	66	59	66	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	170	15	37	84	85	111	57	74			
	(6) 工 事 負 担 金	1	8	12	1	1	1	1	3	2	2	
	(7) そ の 他	5	4	24								
	2 資 本 的 支 出 (G)	455	166	128	237	177	302	195	238	71	78	
	(1) 建 設 改 良 費	424	124	80	185	122	244	99	151	1	1	
ウ ち 職 員 給 与 費	5			5	5	6	7	7				
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	31	42	48	52	55	58	96	87	70	77		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	△ 1	0	3	△ 3	0	0	0	0	0		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2	1	0	3	△ 3	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	2	4			3					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4	5	0	3	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)				3						
実 質 収 支 (N)-(O)	4	5								
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	67.0%	61.5%	56.0%	53.6%	54.5%	52.8%	40.7%	43.1%	48.9%	46.5%
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	10	11	13	14	15	15	15	17	19	20
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	1,602	1,656	1,647	1,699	1,685	1,766	1,750	1,758	1,698	1,631
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	1,602	1,656	1,647	1,699	1,685	1,766	1,750	1,758	1,698	1,631
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	48	39	20	46	47	49	50	48	47	47
うち基準内繰入金	4	5	7	3	27	26	26	25	25	24
うち基準外繰入金	44	34	13	43	20	23	24	23	22	23
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	44	34	13	43	20	23	24	23	22	23
資 本 的 収 支 分	52	42	15	51	47	51	56	66	59	66
うち基準内繰入金	14	17	15	18	40	42	46	48	48	51
うち基準外繰入金	38	25	0	33	7	9	10	18	11	15
うち赤字補てん的なもの	38	25		33	7	9	10	18	11	15

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
料金回収率※ (%)	14.3%	13.2%	15.4%	16.0%	28.1%	27.4%	16.8%	20.9%	28.2%	28.4%	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	67.0%	61.5%	56.0%	53.6%	54.5%	52.8%	40.7%	43.1%	48.9%	46.5%	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	81.4%	60.9%	32.8%	76.7%	71.2%	75.4%	75.8%	72.7%	70.1%	70.1%
	うち基準内繰入金 (%)	6.8%	7.8%	11.5%	5.0%	40.9%	40.0%	39.4%	37.9%	37.3%	35.8%
	うち基準外繰入金 (%)	74.6%	53.1%	21.3%	71.7%	30.3%	35.4%	36.4%	34.8%	32.8%	34.3%
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	うち赤字補てん的なもの (%)	74.6%	53.1%	21.3%	71.7%	30.3%	35.4%	36.4%	34.8%	32.8%	34.3%
	資本的収入分 (%)	11.4%	25.5%	11.7%	21.3%	27.0%	16.9%	28.7%	27.7%	83.1%	84.6%
	うち基準内繰入金 (%)	3.1%	10.3%	11.7%	7.5%	23.0%	13.9%	23.6%	20.2%	67.6%	65.4%
	うち基準外繰入金 (%)	8.4%	15.2%	0.0%	13.8%	4.0%	3.0%	5.1%	7.6%	15.5%	19.2%
うち赤字補てん的なもの (%)	8.4%	15.2%	0.0%	13.8%	4.0%	3.0%	5.1%	7.6%	15.5%	19.2%	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	市町村合併時の協議決定事項による旧三市村個別の料金体系の解消と適正化(具体的には値上げ)という二つの問題を解消する。公共下水道と同一の料金設定のため、これらの課題解決に際しては、実施時期・方法ともに連動するものと思料する。ただ、現行料金をモデルとされる全国平均値に一気に改定することは影響が大きく、段階的に改定を行う。 第1次改定(21年度)…平均改定率10%、第2次改定(23年度)…同左5%、第3次改定(24年度)…同左10%
2 他会計繰入金の見込み	過去に発行した下水道債の元利償還がかさみ、基準内繰入のみならず基準外部分の補てんを必要とする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	建設中の多那・二本松地区(利根町)は、地域再生汚水処理施設整備交付金事業で実施しており、21年度までの計画期間で終了、供用開始予定である。その後、新たな建設改良の予定はしていない。財源は、交付金・地元分担金・地方債。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	供用開始地区処理場に係る維持管理経費を追加。 既存施設(処理場・管路等)に大規模補修が発生することは想定していない。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	建設改良に関する資本勘定部門の職員にあっては、事業終了に伴い削減する。…「Ⅱ 財務状況の分析」の「留意事項」給与水準・定員管理の適正合理化については、平成17・18年度の2年間に、普通会計で19名の減となり、集中改革プランの平成17年度～平成21年度の5年間で25人(▲4.6%)以上減、合併後の新市建設計画の合併後10年間で70人以上減の削減目標を上回るペースで職員数の純減が進んでいる。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年度から国の行政職俸給表(一)を導入し、枠外昇給を廃止するなど、国同様の給与構造改革を推進している。地域手当については、国の対象地域とはなっていないため支給していない。特殊勤務手当については、平成19年度より13業務から9業務に削減したが、「有害鳥獣捕獲等作業手当」「清掃等作業手当」「下水道施設作業手当」については、国に準拠していない。「有害鳥獣捕獲等作業手当」は、地域の特殊性により必要であるため見直す予定はない。他の2手当については、業務委託の進行状況により見直しを行う予定である。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職の給与水準については、国の行政職俸給表(一)で運用していることもあり、現在のところ国よりも高い水準にある。今後は、国の行政職俸給表(二)相当への見直しを実施していく予定であり、平成19年度中に見直しの取組方針を策定する予定である。現行の給与水準との調整など困難な点もあるが、平成19年1月1日から昇格基準を見直すことにより中・高年層の水準を抑制するなど段階的な調整を行っている。また、民間と比較した平成19年度の給与情報の公表については、平成20年3月末を予定している。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	普通退職、勸奨退職とも退職者特別昇給制度は平成18年4月1日に廃止している。なお、支給制度については、退職手当組合に加入しており、国の制度に準拠している。
◇ 福利厚生事業のあり方	職員互助組織への公費助成については、検討を重ねてきた経過があり、現在は職員互助組織が行う人間ドック費用への助成に限定して行っている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	新規供用開始地区にあっては、早期接続を目指すとともに、既存処理地区においてもさらなる水洗化の普及を図る。…「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」② 平成5年から16年まで供用開始時期が分散しているが、修繕費も相当額を必要としているため、計画的な補修に努める。…「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」③
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	直営で行っている下水道施設の管理については、包括的民間委託・指定管理者制度の導入を検討する。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 	市町村合併時の協議決定事項による旧三市村個別の料金体系の解消と適正化（具体的には値上げ）という二つの問題を解消する。公共下水道と同一の料金設定のため、これらの課題解決に際しては、実施時期・方法ともに連動するものと思料する。ただ、現行料金をモデルとされる全国平均値（150円／㎡）に一気に改定することは影響が大きく、段階的に改定を行う。第1次改定（21年度）…10%、第2次改定（23年度）…5%、料金体系の統一と第3次改定（25年度）…10%「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」①
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入 	広報めまた、公式ホームページへの掲載 総合計画主要事務事業進行管理と合わせた事務事業評価を実施している。
5 その他	社会経済情勢や地方分権に対応するとともに、「沼田市第五次総合計画」を支えるにふさわしい行財政構造の確保を図るための組織として、平成19年4月16日に沼田市行財政改革実施本部を設置し、全庁をあげて取り組んでいるところである。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	建設改良に関する事業費支弁人件費は、事業終了とともに削減する。 その他維持管理関係職員にあっては、従前どおり下水道担当職員と兼任していく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	市町村合併時の協議決定事項による旧三市村個別の料金体系の解消と適正化（具体的には値上げ）という二つの問題を解消する。公共下水道と同一の料金設定のため、これらの課題解決に際しては、実施時期・方法ともに連動するものと思料する。ただ、現行料金をモデルとされる全国平均値に一気に改定することは影響が大きく、段階的に改定を行う。第1次改定（21年度）…平均改定率10%、第2次改定（23年度）…平均改定率5%、料金体系の統一と第3次改定…平均改定率10%（25年度） 今後、供用開始される1処理地区における早期接続を目指すとともに、既存処理地区においてもさらなる水洗化普及を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	1,646	1,635	2,246	2,241	2,140	2,168	2,168	2,168	2,168	2,668	2,668		
	A 増減	△ 11		611	△ 5	△ 101	28	0	0	0	500	0	500	
	水洗便所設置済人口(人)	1,139	1,237	1,463	1,536	1,603	1,765	1,765	1,765	1,765	2,015	2,140		
	B 増減	98		226	73	67	162	0	0	0	250	125	375	
	水洗化率(%)	69.2%	75.7%	65.1%	68.5%	74.9%	81.4%	81.4%	81.4%	81.4%	75.5%	80.2%		
	C 増減	6.5%	△ 10.5%	3.4%	3.4%	6.4%	6.5%	12.2%	0.0%	0.0%	0.0%	△ 5.9%	4.7%	△ 1.2%
	有収水量(㎡)	108,000	112,698	120,785	148,585	159,071	162,368	163,000	163,000	163,000	163,000	183,000	188,000	
	D 増減	4,698		8,087	27,800	10,486	3,297	54,368	632	0	0	20,000	5,000	25,632
	使用料単価(円/㎡)	89	88.71	90.40	91.23	91.49	92.59	92.59	92.64	92.64	101.84	101.84	105.32	
	E 増減	0.23		1.69	0.83	0.26	1.10	4.11	0.05	0.00	9.20	0.00	3.48	12.73
料金改定率(%)										10.0	5.0	5.0		
(料金改定実施年度に記載)	F 増減									10.0	5.0	5.0	15.0	
③ 取納率(%)	G 増減	99.8%	99.3%	99.2%	98.0%	98.6%	97.8%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	
④ その他()	H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	9,559	10,002	10,961	13,583	14,573	15,057	15,113	15,110	16,610	18,110	19,610		
	増減	443		959	2,622	990	484	5,498	56	△ 3	1,500	1,500	4,553	
	職員数(人)	1	1	1										
	増減	1		△ 1				0			△ 1		△ 1	
	管理運営費(千円)	80,118	88,869	104,537	109,593	111,919	120,611	123,710	123,710	162,989	152,679	137,079	143,724	
	I 増減	8,751		15,668	5,056	2,326	8,692	40,493	3,099	39,279	△ 10,310	△ 15,600	6,645	23,113
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)													
	J 増減	54		47	49	52	56	56	57	75	70	51	54	
	汚水処理原価(円/㎡)	572.88	620.37	684.65	592.63	572.58	329.24	338.70	338.70	551.87	486.23	350.91	366.82	
	K 増減	47.49		64.28	△ 92.02	△ 20.05	△ 243.34	△ 243.64	9.46	213.17	△ 65.64	△ 135.32	15.91	37.58
汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡)	165.12	174.01	194.71	141.93	131.69	157.84	156.53	156.53	159.51	159.51	153.01	151.60		
L 増減	8.89		20.70	△ 52.78	△ 10.24	26.15	△ 7.28	△ 1.31	2.98	0.00	△ 6.50	△ 1.41	△ 6.24	
⑥ その他()	M 増減													
使用料回収率(%)	15.4	14.3	13.2	15.4	16.0	28.1		27.4	16.8	20.9	29.0	28.7		
(E/K×100)	増減	△ 1.1		△ 1.1	2.2	0.6		△ 0.8	△ 10.6	4.2	8.1	△ 0.3		
累積欠損金比率(%)	増減													
企業債現在高(百万円)	1,406	1,602	1,656	1,647	1,699	1,685	1,766	1,750	1,758	1,698	1,631			
増減	196		54	△ 9	52	△ 14	81	△ 16	8	△ 60	△ 67			
収入の確保	使用料収入	9,556	9,998	10,919	13,555	14,553	15,034	15,100	15,100	16,600	18,637	19,800		
	改善額	442		1,363	3,999	4,997	5,478	16,279	66	66	1,566	3,603	4,766	
	①有収水量の増加	442		1,363	3,999	4,997	5,478	16,279	66	66	1,566	3,603	4,766	
	②使用料の適正化							0		1,500	2,037	2,700	6,237	
	③取納率の向上							0					0	
④その他()														
改善額							0					0		
経営の効率化	管理運営費	80,118	88,869	104,537	109,593	111,919	120,611	123,710	162,989	152,679	137,079	143,724		
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	3,906	3,812											
	改善額	3,858											0	
	⑤職員給与と費の適正化		△ 48	46	3,858	3,858	3,858	11,572					0	
	維持管理費(上記以外)の適正化												0	
	うち職員給与と費中の退職手当												0	
⑥その他()														
改善額													0	
							計画前5年間改善額 合計	16,279					改善額 合計	10,067

○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 合併前の旧三市村個別料金体系の解消と適正化という二つの問題を解消する。ただ、現行料金をモデルとされる全国平均値に一気に改定することは影響が大きく、段階的に改定を行う。
- 民間委託の取組状況 処理場維持管理に関しては、既に実施。人件費については、公共下水道担当職員と兼任している。(建設改良に関する事業費支弁人件費のみを計上)
- その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 7,388